

桜井市監査委員公表第 4 号

令和3年度定期監査結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により定期監査を執行したので、その結果を同条第9項により別紙のとおり公表する。

令和3年 12月 27日

桜井市監査委員	西岡良郎
同	土家靖起

監査結果報告

1 監査方針

本監査については、行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与し、もって住民の福祉の増進と市政への信頼確保に努めるため、桜井市監査基準に基づき監査を実施しました。

2 監査の種類

定期監査（地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項による監査）

3 監査の対象及び期間

監査内容	令和 3 年 8 月 3 1 日現在の監査資料による
監査期間	令和 3 年 1 0 月 1 8 日から令和 3 年 1 2 月 9 日まで
対象部課	教育委員会事務局及び教育機関 教育総務課 社会教育課（中央公民館含む） 文化財課 安倍小学校、初瀬小学校、桜井西幼稚園 保険医療課 下水道課

4 監査等の着眼点

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で最小の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として監査を実施しました。

*以下の着眼点により監査を実施しました。

① 組織、人事配置について	・事業運営上不合理な点はないか ・職員の勤務状況は適正か
② 予算の執行状況、収納事務、支出事務について	・会計区分、年度区分、予算科目を誤っていないか ・調定の時期及び手続は適正か ・支出負担行為は法令等に違反していないか ・支出目的、履行を確認できる資料が整理されているか ・旅費、超過勤務手当については支給額の算定根拠となる日数、時間数は関係記録と合致しているか
③ 契約事務（委託・工事）について	・適正な方法により契約を行っているか ・随意契約理由は適正か ・契約の履行確認は適正に行われているか
④ 負担金、補助金の執行について	・支出対象、支出金額は適正か ・補助金については実績報告に基づく成果の確認が行われているか
⑤ 公の施設の管理について	・指定管理者の指定は適正、公正に行われているか ・協定書等に必要事項が適正に記載されているか ・管理に関する経費の算定、支出方法、手続等は適正か
⑥ 財産の管理について	・備品台帳に登録されているか ・物品は正しく管理され整理されているか
⑦ 公金等の保管状況について	・収納金、釣銭等の現金の保管及び取り扱いが適正か ・郵便切手やはがき等の保管は適正且つ差し引き簿と合致しているか

5 監査等の実施内容

本年度の監査計画に基づき、事前に対象部課からそれぞれ資料の提出を求め、関係書類及び諸帳簿を照合するとともに、監査当日に関係職員から事情聴取し、事務事業の執行が適正且つ効果的、効率的に行われているかを主眼として監査を実施しました。

今回の監査は、主に主要事業及び予算の執行状況並びに委託料・工事・修繕の契約及び執行、負担金及び補助金、収納事務、備品管理、事務処理が適正かつ合理的・効率的に行われているかを重点的に行いました。

6 監査の結果

監査を実施した範囲においての事務の執行処理状況等は、関係法令等に基づき概ね適正且つ効率的に執行・処理されていると認められ、軽易な留意事項は口頭により、指摘しました。次の通り一部において改善・検討を要する事項が見受けられ、該当する各所属長及び担当職員に所見を申し述べるとともに、指導を行いました。今後これら指摘事項には十分留意するとともに、尚一層慎重な事務処理を望むものであります。

その主なものは、次のとおりである。

(1) 委託・工事・修繕の契約について

- ・随意契約に依る場合は、地方自治法施行令等法令に基づく随意契約理由を十分検討され、透明性を確保し、業者選定についても公平性の確保に努められたい。

(全課共通)

(2) 会計事務について

- ・業務を依頼し、契約等を締結する際、不適切な会計処理（契約締結後に負担行為を起票等）をされていた案件が、多数見受けられた。業者への未払い、契約違反等の発生を未然に防ぐためにも、会計規則を厳守し、適正に処理されたい。

(教育総務課・社会教育課)

(3) その他

- ・市民会館及び中央公民館については、耐震結果を踏まえ将来的な計画・対処をされたい。

(社会教育課)